

東京都保健医療計画 改定骨子（案）

現状 (これまでの取組や実態を示す統計等を含む。)	課題	今後の方向性 (取組の概要を含む。)	目標 (今後の方向性の到達点・目指すところ)	想定する評価指標
<p>【医療機関における外国人患者受入体制整備】 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で、訪日外国人数は大幅に落ち込んだが、水際対策の解除に伴い、回復基調。 ・令和5年4月時点の都内の在留外国人は約59万人 ・在留外国人国籍別割合は、韓国が減少し、ミャンマー・インド・インドネシア・ベトナムなどが増加。 ・在留外国人の国籍構成は、区市町村によって大きく異なる。 ・在留外国人の8割以上が、日常生活に困らない程度に日本語での会話が可能 ・令和5年7月1日時点で、都内の外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証取得医療機関数は17。外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数は244。 <p>(これまでの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画では、2020東京大会に向け、医療機関が外国人患者を受け入れるための様々な取組を実施 ・「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数」を選定し、外国人患者を受け入れる医療機関を確保 ・外国人患者受け入れ体制の充実に係る第三者認証（JMIP）取得補助事業の実施 ・「医療機関向け外国人患者対応支援ポータルサイト」を開設 ・医療機関向け救急通訳サービスの実施 ・医療機関向けの外国人患者対応支援研修の実施 ・医療現場における「やさしい日本語」導入・普及事業の実施 	<p>○外国人患者の受入体制が整った医療機関の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナに伴う訪日外国人の減少により、これまで取組の成果の検証や課題抽出が十分できていない。 ・「医療機関向け外国人患者ポータルサイト」等、医療機関向けの取組や情報ツールの認知度が低い。 ・外国人患者への対応に当たっては、言葉、宗教、文化等の違いへの理解や配慮が必要 ・救急等の診療では、患者や医療機関による通訳の手配が困難 <p>○外国人患者に対する職員の対応力の向上が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日外国人の回復や在留外国人の国籍構成を踏まえた医療機関における受入れ準備や、職員の対応力の向上が必要 ・外国人患者の母国語による対応と並んで、在留外国人を中心に、やさしい日本語での対応力の向上が必要 	<p>○外国人患者受入れ医療機関の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水際対策期間後、訪日外国人患者数の回復した状況における外国人患者の受入体制への影響や、地域ごとの在留外国人の国籍構成の違いなどを踏まえた受入れ体制の更なる整備 ・医療機関向け外国人患者受入れ体制整備の支援 ・「医療機関向け外国人患者ポータルサイト」等の認知度を向上させる取組の実施及び提供情報の充実 ・救急等の場合に、医療機関が利用できる通訳サービス、翻訳情報通信機器等の支援により、医療提供体制を確保 <p>○外国人患者に対する職員の対応力向上に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における実際の活用に資する内容の研修*の実施により、職員の対応力の向上 *場面ごとにおける外国人患者対応時の注意事項や、制度等の説明方法、医療費の支払方法や未収金防止対策等 ・医療現場での外国人患者対応における、やさしい日本語の普及啓発を実施 	<p>○外国人患者の受け入れ体制が整った医療機関をさらに確保し、各地域ごとに受入体制が構築される。</p> <p>○職員一人一人の外国人患者への対応力が向上し、宗教や文化等の違いに配慮しながら、円滑に医療が提供できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点的な医療機関 選出医療機関数 ・外国人患者受入れ体制整備支援補助 補助実績 ・医療機関向け救急通訳サービス 通訳実績
<p>【外国人患者に対する医療情報の提供】 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人の多数が、受診先の医療機関や信頼性のある医療情報の入手法が分からず、困ることを経験 ・令和5年7月1日時点で、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証取得医療機関数は17。外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数は244。（再掲） <p>(これまでの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語対応事業（医療情報サービス）において日本の医療制度等を多言語の電話相談により情報提供 ・医療機能情報提供制度（東京都医療機関案内サービス）、薬局機能情報制度（t-薬局いんぷお）のWebサイトを多言語化、検索により各言語で対応可能な医療機関や薬局を紹介 ・「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関数」を選定し、受け入れ医療機関を確保（再掲） ・外国人患者受け入れ体制の充実に係る第三者認証（JMIP）取得補助事業の実施（再掲） 	<p>○外国人向け医療情報等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日・在留外国人患者のニーズに合わせた情報提供が必要 ・訪日・在留外国人に、外国人に対する医療情報の提供の取組が十分知られていない。 ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関等に関する認知度が低い。 	<p>○医療情報等の効果的な提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者が、日本の医療制度や受診の流れを理解し、安心して受診できるよう、多言語による電話相談（外国人患者向け医療情報サービス）などの取組を引き続き実施 ・訪日・在留外国人が、医療情報サービスや医療機能情報提供制度など、受診に有用な情報にアクセスできるよう、周知や広報を工夫 ・外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関等の認知度が向上するよう、さまざまな機会を捉え、工夫して周知を実施 	<p>○情報発信の強化などにより、外国人患者が、日本の医療制度等について理解するとともに、必要な医療情報にスムーズにアクセスし、適切な医療を受けることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者向け医療情報サービス 案内実績 ・医療機能情報提供制度における外国語ページアクセス件数
<p>【地域における外国人患者の受入環境整備】 (現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院の約半数で外国人患者の受入れを実施している一方、診療所は約3割 ・軽症の外国人患者の大学病院等への受診や救急搬送が多い。 ・言葉が通じないという理由で、診療を受けることが難しい、受診先が限られる場合がある。 ・令和5年4月時点の都内外国人口は約59万人（再掲） ・在留外国人国籍別割合は、韓国が減少し、ミャンマー・インド・インドネシア・ベトナムなどが増加。 ・在留外国人の国籍構成は、区市町村によって大きく異なる。 <p>(これまでの取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に医療機関関係者や医師会などの関係団体、観光・宿泊施設の業界団体の委員から構成される「外国人患者への医療等に関する協議会」を設置し、効果的な取組を検討 ・宿泊施設のスタッフ等が外国人旅行者等から相談を受けた際に適切に対応できるよう「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」（令和2年3月）を作成 ・地域の実情に応じた外国人患者受入環境整備事業（区市町村包括補助）の実施 	<p>○外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域により外国人の状況は異なるとともに、近年、在留外国人の人口構成が変化しており、行政、医療機関、医師会等の関係団体や宿泊施設等が連携して対応する体制を構築していくことが必要 ・新型コロナウイルス感染拡大前に作成した「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」の周知・活用の推進 	<p>○外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるよう、「外国人患者への医療等に関する協議会」において、医療機関、関係団体や観光・宿泊施設等の関係者が連携しながら、課題解決を図る ・区市町村における、地域の医療機関が連携した、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくりや、関係機関と連携した効果的な情報提供の仕組みづくり等、地域の実情に応じた取組を支援 ・訪日観光客の再増加に備え、宿泊機関等の関係者に対し、「宿泊施設等向け外国人患者対応マニュアル」等、外国人患者対応に役立つ情報を効果的に提供 ・国や関係部署等と連携して、外国人に対し、日本の医療制度等の情報発信を実施 	<p>○外国人患者が都内のどこにいても、症状に応じた適切な医療サービスを受けることができる。</p>	<p>—</p>